

公立大学法人山口県立大学と山口県立華陵高等学校との 教育連携事業に関する協定書

公立大学法人山口県立大学（以下「甲」という。）と山口県立華陵高等学校（以下「乙」という。）との連携について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、双方の英語教育の内容の充実に資するとともに、グローバル人材の育成に向けた学生及び生徒の資質・能力の向上を図るための教育連携事業（以下「高大連携事業」という。）に取り組むものとする。

（高大連携事業の内容）

第2条 高大連携事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 外国語教育に係る高大接続の在り方に関する調査研究
- (2) 県立大学教員、華陵高校教員による双方特別講義の実施
- (3) 県立大学での高校生講座等への華陵高校生徒の参加
- (4) 華陵高校での県立大学学生の模擬授業等の実施
- (5) その他高大連携事業の目的を達成するために必要と認められる事業

（推進組織）

第3条 甲及び乙は、その代表で組織する高大連携推進会議を設置し、高大連携事業の内容について協議するとともに、その実施に当たるものとする。

2 高大連携推進会議委員については別に定める。

（協定期間）

第4条 この協定書の有効期間は、平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の4ヶ月前までに、甲又は乙から改定の申入れがないときは、更に1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第5条 この協定書に定めるもののほか、高大連携事業に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

以上の協定締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年12月20日

公立大学法人山口県立大学

理事長

丸尾健祐



山口県立華陵高等学校

校長

宮地政利

